

認知機能の低下と資産管理（1）

既に認知機能が低下している場合の対応

大和総研 研究員 藤原翼

第8回は認知機能の低下と資産管理について解説します。

1. 認知機能が低下した場合、資産管理はどうする？

預金を引き出す際には原則として本人の意思確認が必要になります。認知機能の低下が進み意思確認が取れなくなることで、預金を自由に引き出せなくなり、本人の生活資金や医療費等のために利用できなくなることが問題となってきました。今後認知症患者の増加が予想されるなか、認知症患者の資産管理についての議論・対策を進めていく必要があります。

認知症などで判断力が低下し、本人以外が銀行等で預金を継続的に引き出す場合は成年後見制度の利用が推奨されています。成年後見制度は認知症等で判断力が低下した人を、財産管理や契約面におけるトラブルから守るための制度です。成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度があり、判断力が既に低下しているケースでは法定後見制度を利用することになります（任意後見制度については次回触れます）。

大まかに言えば法定後見制度は、家庭裁判所により選任された後見人等¹が、判断力が低下した人の「財産管理」、「身上監護²」を行うことで本人の保護を行うものです。後見人等が行う財産管理としては、判断力が低下した人の預貯金口座の管理、不動産の管理等があります。ただし、本人の保護が成年後見制度の目的であることから、財産管理には制約が多く、柔軟性に欠けるとの指摘もあります。例えば、元本が毀損するリスクがあるような積極的な運用を行うことができない、相続対策を行えない等が挙げられます。

2. 成年後見制度をサポートする金融機関のサービス

金融機関では成年後見制度をサポートする「後見制度支援信託」「後見制度支援預金」の運用

¹ 本人の意思をできるだけ尊重し、残存能力を活用する観点等から、法定後見制度は判断能力の程度により後見、保佐、補助と3類型に分類されている。それぞれの制度で家庭裁判所より指定される成年後見人、保佐人、補助人を本稿ではまとめて「後見人等」とする。また、成年後見人、保佐人、補助人それぞれに与えられる権限の幅が異なる。

² 身上監護に関する職務として、介護や医療サービスに係る契約を代理する等がある。ただし、実際に介護を行う等は後見人等の業務に含まれない。

が増えています³。これらのサービスは日常的な支払いを行うために必要な金銭とその他の資産を分けて管理することで、後見人等による資産の不正利用防止を強化するものです。日常資金以外は信託財産や大口預金として管理し、ここから出金する場合等には家庭裁判所の指示書が必要になります。また、自動的かつ定期的に信託財産や大口預金から日常資金用の口座に送金することもでき、利便性にも配慮されています。

3. 成年後見制度の利用は進まず

成年後見制度の利用者数は2019年末時点で22.4万人⁴と、潜在的な需要（例えば、2020年の認知症患者の推計値（中央値）は602万人⁵）に比べて利用が進んでいないのが現状です。

その要因としては、金銭コストが挙げられます。不正防止の観点から弁護士や司法書士といった専門家などが後見人等に使われることが多く、親族以外の後見人等が8割近くになっています。専門家等が後見人等になると基本報酬を継続的に支払う必要があります。後見人等への基本報酬額の目安は管理財産の金額により月額2万円～6万円とされています。さらに後見人等を監督する後見監督人の選任を家庭裁判所が行う場合、後見監督人への基本報酬の目安は月額1万円～3万円とされています⁶。一方、親族が後見人等になった場合、金銭的負担は軽減するものの後見人等は定期的に家庭裁判所への報告が求められ、事務面でのコストがかかります。

その他にも成年後見制度がそもそも認知されていない、成年後見制度を利用する際の手続き面でのハードルが高い、なども利用が進んでいない要因とみられます。

4. 全国銀行協会が指針を公表

全国銀行協会は2021年2月18日に、認知機能が既に低下しており、かつ成年後見制度を利用していない場合において、本人の利益に適合することが明らかである場合に限り親族等による預金の引き出しに応じるなどの「考え方」を示しました⁷。ただし、このような対応は「極めて限定的な対応」とし、成年後見制度の利用を求めることが基本であることも同時に指摘しています。

柔軟な資産管理を行うためには、認知症になってから対応するのではなく、認知症になる前の事前準備が重要になります。今回はこの点について解説していきます。

（次回予告：認知機能の低下と資産管理（2））以上

³ 保佐、補助及び任意後見では利用できない。

⁴ 厚生労働省「成年後見制度の現状」（2020年6月）より。内訳は成年後見が17.2万人、保佐が3.9万人、補助が1.1万人、任意後見が0.3万人。

⁵ 二宮利治（研究代表者）・清原裕・小原知之・米本孝二（2015）厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究 総括研究報告書」より。各年齢層の認知症有病率が2012年以降一定と仮定した場合の推計結果である。

⁶ 後見人等、後見監督人等の報酬額の目安は以下より。

東京都家庭裁判所 東京家庭裁判所立川支部「成年後見人等の報酬額のめやす」、2013年1月1日

⁷ 全国銀行協会「金融取引の代理等に関する考え方および銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方（公表版）」、2021年2月18日